

運輸安全マネジメントの取り組み（2020年度）

2020年4月1日

株式会社ミヤマトータルイノベーション

代表取締役 三山 悦史

㈱ミヤマトータルイノベーション（みやま観光バス）では、お客様に安全・安心・快適な輸送を確保するため、情報を公開し、代表取締役以下全従業員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

代表取締役（社長）は、輸送の安全の確保が事業運営の根本であることを深く認識し、朝礼において自社の安全方針を唱和し、従業員への意識付け及び社内における輸送の安全の主導的な役割を果たします。

また、「安全方針」・「安全スローガン」を定め、輸送の安全の確保をより強固なものとするため、本社・各営業所に掲示するとともに、点呼執行の際には、運行管理者と乗務員双方が安全に関する方針を確認いたします。

安全方針

当社では、お客様の安全輸送の向上・お客様へのおもてなし・地域への貢献と従業員及び家族の幸せを目指し、次の事項を実施いたします。

1. 関連法令を遵守し、お客様の安全輸送が最優先であるという意識を徹底します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行います。
3. 輸送に関する危機の予知能力を高め、必要な予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達及び共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修を積極的行います。

（2020年 安全スローガン）

「見る・聞く・指差し確認と安全意識の積み重ね」

2. 輸送の安全に関する目標及び実績

(1) 2020年度輸送の安全に関する目標

- ・前年度の有責事故（4件）の2件削減（2件）を目指します。
- ・人身事故については0件を目指します。

※この目標を達成するために、下記の事項について特に重点的に実行します。

- ①一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ②交差点では安全を確かめる(キープレフト)
- ③バスの周りを確認してから動かす習慣
- ④後退時/バックする前に目視の徹底
- ⑤成人病予防に努め、健康管理に注意し、精神共に健全な生活に心掛ける

(2) 2019年度輸送の安全に関する目標と達成状況

管理指導を徹底した、前年度の結果、目標は大幅に達成された。今後もさらなる管理指導と無事故につながるよう啓発を強化いたします。

事故報告については、乗務終了後の回送時における、特にバスの駐停車中の物損事故が3件あり、いずれも少しの確認で避けられる軽微なものであった。

有責事故件数 4件

- ・前年度 9件 （目標は 6件 60%削減）
- ・実績 増減 -5件 有責事故件数 4件であった。
（内人身事故件数 0件）

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する報告

0件 重大事故の発生はありません。

4. 安全管理規定

【別紙①】安全管理規定の通り

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ・大型観光バス（新車）1台購入（令和2年5月納車）
→順次、旧式タイプの観光バスを毎年1台入れ替えていきます。
- ・衝突軽減ブレーキ付車両の入れ替え
→輸送の安全をより強固なものとするために、全車両の40%以上の搭載車を目標にしております。5年計画（3年目）
- ・バスとデジタル伝導の高性能なアルコール探知機の導入（本年度 2基）累計11基
→アルコールチェック体制の厳格化を図ります。

6. 輸送の安全に関する予算実績額

2019年度実績	45,615千円
2020年度予算	44,510千円

7. 輸送の安全に関する情報の伝達体制

【別紙②】 輸送の安全に関する伝達体制の通り

【別紙③】 事故対策本部組織および職務分掌の通り

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

【別紙④】 実施計画は輸送の安全に関する計画書の通り

※主な取り組み

- ・安全マネジメントを確実に理解するための、社内研修会・勉強会を実施。
- ・交通安全会の開催と個別指導。
- ・外部が主催するAEDの講習会に参加する。
- ・社内構内にてバス非常口からの緊急脱出訓練・お客様誘導手順の実施。
- ・雪道講習の実施

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果、それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

・年1回監査を実施し、運行・乗務部門のみならず経営管理部門に対しても実施。

(2020年3月実施計画)

・監査範囲は、安全運輸マネジメントに定めた内容・規定・手順が有効に機能しているか、適切に経営運営がなされているかどうかを確認。

・NASVA「内部監査チェックリスト」に基づき、2020年3月2日に運輸安全マネジメントの適合性に関する監査（長島監査委員）を行った結果、各項目の基準に適合し、安全管理に関する全般的な体制が構築されていた。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者： 代表取締役 三山 悦史

11. 安全に関する実行点検項目と実施内容

①経営トップの責務

→現場巡視（週1回）・毎日朝礼での安全方針を周知する。

②安全方針

→安全管理体制の構築及び定着を徹底する。

自己点検日の制定（毎月、第1月曜日）朝礼時に経営管理担当から発信する。

③安全重点施策

→前年度の状況を評価し、次年度の仮案を2月の全体会議で承認する。

④安全統括管理者の責任

→安全統括管理者が月に2度現場巡視する。

⑤要員の責任・権限

→安全管理規定に明記のうえ、全従業員に周知しバス車内にはファイルを整備する。

⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保

→現場上長よりボトムアップコミュニケーションの確保を実施する。

⑦事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集活用

→経営者・従業員によるヒヤリ・ハット情報交換会を行い、その内容を掲示板へ掲載し、共有情報は点呼執行時に乗務員へ報告する。

⑧重大な事故への対応

→重大事故発生時の対応手順を定め、年1回全社での訓練を行う。

⑨関係法令の遵守の確保

→国土交通省の通達や業界団体からの情報を集め、掲示板等へ周知徹底する。

⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

→乗務員に限らず、全従業員に対して安全についての教育を実施する。

⑪内部監査

→年1回実施（2021年3月）を行い、監査報告は全従業員へ周知徹底を行い、経営トップ等がその重要性の再認識を行い、支援等の処置を速やかに講じる。

⑫マネジメントレビューと継続的改善

→明らかな課題だけでなく、将来起こりうる課題に対しても意見交換を講じる。

※①～⑫点検の結果において、問題が生じた場合は必要な改善策を実施する。

●点検結果による取り組みとして

【乗務員に対する改善】

- ・健康な体作りを促進し、安全意識の啓発活動の強化
- ・主導する乗務員（リーダー/専任）が、幅広く意見集約に努める。

【施設・車両等に関する改善】

- ・乗務員より担当車両の不具合等の一斉調査。（4月・12月に実施）

【社内体制に関する改善】

- ・個々人の安全意識に問題はないか・会社側の安全管理に問題はないか、両側面からの視点より意見交換会を実施（9月）

以上